

平成19年4月1日から

広島県の事務・権限の一部が、「三次市」に移譲され、
事務の『担当窓口』が変わります。

ご不明な点は、下記の窓口までお問い合わせください。

三次市に移譲された事務	事務の担当窓口		備考
	平成19年3月31日まで 広島県	平成19年4月1日から 三次市	
野生生物に関する事務 (鳥獣の捕獲、鳥類の卵の採取等の許可(ツキノワグマ及び希少種を除く、有害鳥獣の捕獲を目的とするものに限る)等)	備北地域事務所 農林局林務課自然保護係 TEL:0824-63-5181(代) FAX:0824-64-3001 E-mail:bhcrinmu@pref.hiroshima.jp	産業部ふるさと農林室農林振興グループ TEL:0824-62-6163 FAX:0824-64-0172 E-mail:nourin@city.miyoshi.hiroshima.jp	

(注)「備考」欄に「申請書提出先変更なし」と記載された事務は、平成18年度まで、各種申請書等が三次市の担当窓口を経由して、広島県(備北地域事務所・本庁)に提出されていたため、平成19年度以降においても申請書等の提出窓口(=三次市の担当窓口)に変更がないものである。